

## 豊田市農業委員会議事録

令和6年3月25日、豊田市農業委員会長 杉浦俊雄は、令和6年3月度農業委員会総会を豊田市役所東庁舎7階、東大会議室1に招集した。

### <会議に付した議案>

- 議案第12号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第13号 農地法第4条の規定による許可申請承認について
- 議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- 議案第15号 農地法第5条事業計画変更申請承認について
- 議案第16号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第17号 特定農地貸付けの承認について
- 議案第18号 農業振興地域整備計画の変更について
- 議案第19号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第20号 農用地利用集積等促進計画案について
- 議案第21号 競売農地買受適格者証明願について（耕作目的）
- 議案第22号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について

### 報告

耕作放棄地の農地、非農地の判断について

農地法第18条第6項の規定による通知書受理について

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理について

<出席委員> (19名)

|      |       |      |       |      |       |
|------|-------|------|-------|------|-------|
| 1 番  | 鈴木喜一郎 | 2 番  | 築山 正樹 | 3 番  | 中川 豊  |
| 4 番  | 中根 敏明 | 5 番  | 深津 峰男 | 6 番  | 近藤 和人 |
| 7 番  | 杉浦 俊雄 | 8 番  | 石川 文志 | 9 番  | 梅村 逸次 |
| 10 番 | 水嶋 広  | 11 番 | 水野 省治 | 12 番 | 伊藤喜代司 |
| 13 番 | 梅村 貢司 | 14 番 | 中島 匡代 | 15 番 | 加知 満  |
| 16 番 | 伊藤 政和 | 17 番 | 倉地 雅博 | 18 番 | 林 如実  |
| 19 番 | 杉田 雅子 |      |       |      |       |

<欠席委員> (なし)

<事務局説明員>

|      |       |      |       |     |       |
|------|-------|------|-------|-----|-------|
| 事務局長 | 小木曾哲也 | 副主幹  | 山岡 雅史 | 担当長 | 加藤 泰平 |
| 担当長  | 安藤 康朗 | 主任主査 | 杉本 一浩 | 主査  | 井上 貴道 |
| 主査   | 岩月 彰弘 |      |       |     |       |

(開会 午後2時00分)

議長：ただいまより、豊田市農業委員会総会を開催いたします。

出席状況について、事務局より説明をお願いします。

事務局：本日の欠席委員は、おりません。19人全員出席です。

委員の半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立いたしておりますことをご報告いたします。

議長：ここで、本日の議事録署名者2名を指名させていただきます。

18番 林 如実委員、19番 杉田雅子委員、以上の2名の委員にお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

本日の提出議案は、議案第12号から第22号までの審議案件11件と、その他の報告案件4件です。

それでは、順次議案を上程させていただきます。

令和6年議案第12号「農地法第3条の規定による許可について」、事務局の説明を求めます。

事務局：令和6年議案第12号「農地法第3条の規定による許可について」。

詳細はお手元にある議案を御覧ください。

25番、若林東町の件。

担当推進委員の原田委員からは、問題ない旨、ご意見いただいております。

26番、本町の件。

担当推進委員の酒井委員からは、問題ない旨、ご意見いただいております。

27番、吉原町の件。

担当推進委員の杉浦委員からは、問題ない旨、ご意見いただいております。

28番、貝津町の件。

担当推進委員の前田委員からは、問題ない旨、ご意見いただいております。

29番、迫町の件。

担当推進委員の長江委員からは、問題ない旨、ご意見いただいております。

30番、御蔵町の件。

担当推進委員の宇井委員からは、問題ない旨、ご意見いただいております。

31番、上八木町の件。

担当推進委員の鈴木委員からは、問題ない旨、ご意見いただいております。

32番、黒坂町の件。

担当推進委員の加藤委員からは、問題ない旨、ご意見いただいております。

33番、杉本町の件。

担当推進委員の鈴木委員からは、問題ない旨、ご意見いただいております。

以上読み上げました案件につきまして、農地法第3条第2項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。

以上です。

議長：事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第12号で上程されました9件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第12号は承認決定されました。

令和6年議案第13号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」。  
事務局の説明を求めます。

事務局：令和6年議案第13号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」。

立地基準・許可基準について述べさせていただきます。

6番、鴛鴨町の件。

農家住宅・農業用倉庫です。第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

深津委員：問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、7番、加納町の件。

分家住宅です。第1種農地です。

判断基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。

許可基準は、第1種農地で、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当します。

続きまして、8番、加納町の件。

農地造成です。農用地区域内農地です。

判断基準は、農業振興地域整備計画において、農用地等として定められた土地の区域内にある農地です。

許可基準は、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断される一時転用に該当します。

お願いします。

梅村委員：2件とも異議ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、9番、保見町の件。

農家住宅敷地増しです。第2種農地です。

判断基準は、保見駅からおおむね500メートル以内です。

許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

本案件は始末書案件であり、平成18年頃に駐車場にしてしまったものを是正するものです。

お願いします。

水嶋委員：特に問題ございません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、10番、大内町の件。

植林です。第2種農地です。

判断基準は、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。

許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、11番、坂上町の件。

農業用倉庫です。農用地区域内農地です。

判断基準は、農業振興地域整備計画において、農用地等として定められた土地の区域内にある農地です。

許可基準は、農用地利用計画で指定された用途に供するものに該当します。

お願いします。

伊藤（喜）委員：特に問題はないと思われますので、許可相当というふうに考えます。

以上です。

事務局：ありがとうございます。

なお、一般基準については、全ての案件について問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

議長：事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

（会場声なし）

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第13号で上程されました6件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第13号は適当である旨、承認されました。

令和6年議案第14号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。  
事務局の説明を求めます。

事務局：令和6年議案第14号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。

立地基準・許可基準について述べさせていただきます。

61番、白山町の件。

分家住宅です。第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、62番、若草町の件。

店舗・駐車場です。第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

本案件は始末書案件であり、昭和57年頃から隣接店舗の駐車場にしまったものを新たに店舗に転用することで是正するものです。

お願いします。

鈴木委員：2件とも問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、63番、平井町の件。

駐車場です。第2種農地です。

判断基準は、相当数の街区を形成している区域です。

許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

本案件は始末書案件であり、現在の地主が相続する以前から駐車場になっていたものを是正するものです。

お願いします。

築山委員：問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、永覚新町の件。

分家住宅です。第1種農地です。

判断基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。

許可基準は、第1種農地で、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

続きまして、65番、渡刈町の件。

分家住宅です。第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

本案件は始末書案件であり、本家の駐車場として使われているものを新たに分家住宅に転用することで是正するものです。

お願いします。

深津委員：2件とも問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、66番、宝町の件。

分家住宅です。第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、67番、竹元町の件。

店舗（コンビニエンスストア）です。第2種農地です。

判断基準は、住宅その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満であるものです。

許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、68番、竜神町の件。

分家住宅です。第2種農地です。

判断基準は、土橋駅からおおむね1キロメートル以内かつ、同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が40%を超える区域です。

許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、69番、若林東町の件。

分家住宅です。第2種農地です。

判断基準は、住宅等その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満であるものです。

許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

近藤委員：4件とも問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、70番、堤本町の件。

分家住宅です。第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、71番、本町の件。

太陽光発電施設（一時転用）です。農用地区域内農地です。

判断基準は、農業振興地域整備計画において、農用地等として定められた土地の区域内にある農地です。

許可基準は、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断される一時転用に該当します。

続きまして、72番、高丘新町の件。

駐車場です。第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、73番、前林町の件。

分家住宅です。第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

杉浦委員：70番から73番まで、4件とも異議ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、74番、中根町の件。

農家住宅です。第2種農地です。

判断基準は、若林駅からおおむね1キロメートル以内かつ、同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が40%を超える区域です。

許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、75番、中田町の件。

分家住宅です。第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

石川委員：2件とも問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、76番、荒井町の件。

駐車場です。第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、77番、高町の件。

分家住宅です。第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、78番、高町の件。

自己用住宅です。第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

梅村委員：3件とも異議ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、79番、貝津町の件。

営農型太陽光発電施設（一時転用）です。農用地区域内農地です。

判断基準は、農業振興地域整備計画において、農用地等として定められた土地の区域内にある農地です。

許可基準は、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断される一時転用に該当します。

お願いします。

水嶋委員：問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、80番、勘八町の件。

自己用住宅です。第2種農地です。

判断基準は、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。なお、以降同基準は「その他2種農地」と読ませていただきます。

許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、81番、勘八町の件。

自己用住宅です。第2種農地です。

判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、82番、勘八町の件。

自己用住宅です。第2種農地です。

判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、83番、滝見町の件。

改良土センターです。第2種農地です。

判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

本案件は始末書案件であり、平成24年から改良土センターにしてしまったものを今回は是正するものです。

続きまして、84番、石野町の件。

自己用住宅です。第2種農地です。

判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、85番、力石町の件。

残土処分場（一時転用）です。第2種農地です。

判断基準は、相当数の街区を形成している区域です。

許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、86番、力石町の件。

自己用住宅です。第2種農地です。

判断基準は、石野出張所からおおむね500メートル以内です。

許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

水野委員：全件とも問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、87番、豊松町の件。

自己用住宅です。第2種農地です。

判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

伊藤（喜）委員：問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、88番、西中山町の件。

砂利採取場（一時転用）です。第2種農地です。

判断基準は、住宅等その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満であるものです。

許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、89番、西中山町の件。

調整池兼沈砂池です。第2種農地です。

判断基準は、住宅等その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満であるものです。

許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、90番、藤岡飯野町の件。

駐車場です。第3種農地です。

判断基準は、おおむね300メートル以内に藤岡支所が存在する区域です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。  
お願いします。

梅村委員：3件とも問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、91番、御所貝津町の件。

狩猟犬訓練施設です。第2種農地です。

判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

杉田委員：特に問題ありません。

事務局：ありがとうございます。

なお、一般基準については、全ての案件について問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

議長：事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第14号で上程されました31件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第14号は適当である旨、承認されました。

令和6年議案第15号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」。

事務局の説明を求めます。

事務局：令和6年議案第15号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」。

3番、西新町の件。

変更内容は、事業期間変更です。

本件は、令和4年9月14日付で第5条の一時転用許可を仮設事務所、駐車場及び沈砂池で得ました。既存の建物の電気設備の更新や外壁改修工事等が追加となったため、期間内に事業を完了することができず、事業期間を延長することにより、完了を図るものです。

以上です。

お願いします。

鈴木委員：特に問題はありません。

事務局：ありがとうございました。

以上です。

議長：事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第15号で上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第15号は適当である旨、承認されました。

令和6年議案第16号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」。

事務局の説明を求めます。

事務局：令和6年議案第16号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」。

2番、宮上町の件。

担当推進委員の篠田委員から、証明について問題ない旨、ご意見頂いております。

3番、若林西町の件。

担当推進委員の原田委員から、証明について問題ない旨、ご意見頂いております。

4番、若林西町の件。

担当推進委員の原田委員から、証明について問題ない旨、ご意見頂いております。

5番、若林西町の件。

担当推進委員の原田委員から、証明について問題ない旨、ご意見頂いております。

以上です。

議長：事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第16号で上程されました4件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：挙手多数と認めます。

よって、議案第16号は承認決定されました。

令和6年議案第17号「特定農地貸付けの承認について」。

事務局の説明を求めます。

事務局：令和6年議案第17号「特定農地貸付けの承認について」。

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号）の規定に基づく特定農地貸付けについて、同法第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり農業委員会の承認を求めます。

案件の説明に先立ち、特定農地貸付けの概要について説明させていただきます。

資料を御覧ください。

1ページ目から4ページは、今回の申請者より提出のあった「シェアファーム野見特定農地貸付規程」の写し、5枚目以降は「はじめてみませんか 市民農園」というパンフレットの写しとなっております。

事務局：まず、市民農園の開設について説明します。

市民農園とは、市民がレクリエーションの目的などで小さな面積の農地を利用して自家用の野菜などを栽培するための農園のことです。

市民農園の開設は、法律により2つの方法があります。市民農園整備促進法による開設と特定農地貸付法による開設です。今回の案件は、特定農地貸付法による開設で、市内全域で容易に開設ができることがメリットの制度です。

パンフレットの6ページを御覧ください。

地方公共団体・農業協同組合以外の者が市民農園を開設する場合の説明になります。今回はこちらに該当します。下のフロー図を御覧ください。

事務局：まず、5、6番、農地所有者は、農地を所有していない者と使用貸借または賃借権の設定をします。その後、2番、3番、4番の流れですが、開設者はお手元の資料にあります「貸付規程」を作成し、その承認を農業委員会に求めます。今回の審議は、こちらに該当します。

続いて、案件について、具体的に説明します。

場所は別紙のとおり、野見町地内の農地1筆で、面積は2,766平方メートルです。土地利用計画は15平米、51区画の貸出農地になります。

1ページの「貸付規程」を御覧ください。

審査内容といたしましては、次に掲げる必要な項目が入っているかどうかを確認します。主に、貸付主体、貸付農地、貸付条件、募集の方法、管理運営方法、貸付契約の解除、貸付農地の返還についてなどですが、必要な事項は全て記載されていることを事務局で確認しました。

また、事前に担当推進委員の成田委員に開設者への聞き取り、農地の現地確認を行っていただいております。成田委員からは、承認について問題ない旨、ご意見頂戴しております。

以上です。

議長：事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

石川委員：議長、はい。

議長：石川委員。

石川委員：固定資産税って、これで、こういうことをすると従来より上がるんでしょうか。

事務局：現況で課税されておりますので、基本変わらないかなと思うんですけども。詳しくは資産税課に確認が必要です。

石川委員：ありがとうございました。

議長：ほかにございますでしょうか。

(会場声なし)

議長：それでは、採決をいたします。

議案第17号において上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第17号は承認決定されました。

令和6年議案第18号「農業振興地域整備計画の変更について」、農政企画課の説明を求めます。

農政企画課：令和6年議案第18号「農業振興地域整備計画の変更について」。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項により、農業委員会の意見を求めます。

18ページを御覧ください。

農業振興地域整備計画の変更の農振農用地除外についてです。

1番、畝部東町の件。

分家住宅です。

ご意見をお願いします。

中川委員：端っこであり、特に問題はございません。

農政企画課：ありがとうございます。

続きまして、2番、福受町の件。

自動車部品の工場です。

ご意見をお願いします。

中根委員：工場ですので、いろんな人が出入りすると思います。それで、隣接する区域周辺の環境美化に努めていただきたい。並びに、定期的にごみ拾い、草刈り等を実施していただきたいという意見です。

以上です。

農政企画課：ありがとうございました。

続きまして、3番、鴛鴨町の件。

分家住宅です。

ご意見をお願いいたします。

深津委員：問題ありません。

農政企画課：ありがとうございます。

続きまして、4番、大林町の件。

飲食店店舗です。

ご意見お願いします。

近藤委員：問題ありません。

農政企画課：ありがとうございます。

続きまして、5番、堤町の件。

流通業務施設です。

続きまして、6番、堤町の件。

分家住宅です。

ご意見お願いします。

杉浦委員：特に異議はありません。

農政企画課：ありがとうございます。

続きまして、7番、駒場町の件。

工場の駐車場です。

続きまして、8番、駒場町の件。

診療所（整形外科）です。

ご意見お願いします。

石川委員：特に問題ございません。

農政企画課：ありがとうございます。

続きまして、9番、越戸町の件。

自己用住宅です。

ご意見お願いします。

梅村委員：異議ありません。

農政企画課：ありがとうございます。

続きまして、10番、保見町の件。

分家住宅です。

ご意見お願いします。

水嶋委員：問題ございません。

農政企画課：ありがとうございます。

続きまして、11番、勘八町の件。

自己用住宅です。

続きまして、12番、勘八町の件。

自己用住宅です。

ご意見をお願いします。

水野委員：問題ありません。

農政企画課：ありがとうございます。

続きまして、21ページを御覧ください。

13番、天王町の市道山神神城線道路改良事業から17番、九久平町の市道林添九久平1号線道路改良工事までは、農振法第10条第4項該当案件になります。

これらの案件は、農業振興地域の整備に関する法律第10条第4項の「公共性が高いと認められる事業に係る施設」に該当するため、皆さんに協議していただく必要はありませんが、農業振興地域整備計画の変更内容の一部でありますので、農業委員会に報告させていただきます。

以上です。

議長：農政企画課の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第18号で上程されました17件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第18号は承認決定されました。

令和6年議案第19号「農用地利用集積計画の決定について」。

事務局の説明を求めます。

事務局：令和6年議案第19号「農用地利用集積計画の決定について」。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を定めることについて、別紙のとおり決定する。

今回の審議いただくのは、利用権設定のうち、令和6年4月1日から貸借期間が開始されるものです。

資料は2種類あります。別紙議案第19号資料①は利用権の総括表になります。議案第19号資料②は1筆ごとの情報を全件示すものです。ここでは、別紙議案第19号資料①の総括表でご説明させていただきます。

3総括表の左に書かれているのが貸借終期です。貸借の始まりはいずれも令和6年4月1日ですが、貸借の終わりはそれぞれ異なっております。

今回は、総括表の一番下の総計欄のとおり、197筆、21万4,907.05平方メートルの利用権を設定するものです。

以上です。

議 長：事務局の説明が終わりました。  
ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見をお伺いします。

(会場声なし)

議 長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。  
議案第19号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。  
よって、議案第19号は承認決定されました。  
令和6年議案第20号「農用地利用集積等促進計画案について」。  
農政企画課の説明を求めます。

農政企画課：令和6年議案第20号「農用地利用集積等促進計画案について」。  
農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画について、農業委員会の意見を求めます。

議案第20号資料を御覧ください。

今回、資料のとおり、利用権設定中の1筆、975平方メートルの農地について、権利の移転を行うものです。

この農用地利用集積等促進計画案を農地中間管理機構に提出すると、機構はそれを基に、農用地利用集積等促進計画を定め県に提出、県が認可、公告といった手順の後、権利が移転されます。

以上です。

議 長：農政企画課の説明が終わりました。  
ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議 長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。  
議案第20号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。  
よって、議案第20号は「承認決定」されました。  
令和6年議案第21号「競売農地買受適格者証明願について」(耕作目的)。  
事務局の説明を求めます。

事務局：令和6年議案第21号「競売農地買受適格者証明願について」。

農地の競売・公売における買受適格者証明とは、農地の競売・公売に参加する場合、参加者が農地法の許可を受ける見込みのある者であることを農業委員会が証明するものです。

今回の買受適格者証明願は、競売・公売農地を耕作目的で取得する農地法第3条第1項の権利移動を目的とした買受適格者証明願になります。

農業委員会総会で審議された結果、適格者であると判断された場合は、買受適格者証明書を発行します。

買受適格証明を受けた者は、その証明書をもって競売・公売に参加します。

1番、駒場町の件。

担当推進委員の柴田委員からは、問題ない旨、ご意見頂いております。

以上読み上げました案件につきまして、農地法第3条第2項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。

以上です。

議長：事務局の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第21号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第21号は承認決定されました。

令和6年議案第22号「令和6年度最適化活動の目標の設定等について」。

事務局の説明を求めます。

事務局：令和6年議案第22号「最適化活動の目標の設定等について」。

「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づき策定いたしました令和6年度最適化活動の目標の設定について、ご説明をさせていただきます。

当日の配付資料の21ページを御覧ください。

こちらに記載しているのは、豊田市の現状を記載しております。こちらの詳細説明は省略をさせていただきます。

続いて、22ページを御覧ください。

これ以降が最適化活動の目標になります。

(1)の農地の集積の②目標を御覧ください。

目標年度は、豊田市が令和5年9月作成いたしました農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、いわゆる市基本構想で規定しております農用地の

集積率の目標年度と同じ令和 1 4 年度としております。

市基本構想で規定しております集積率については、平坦部 7 0 %、中山間地 1 0 %となっておりますが、ここで示した数値は平坦部 8 8 . 9 %、中山間地 1 2 . 7 %です。

数値が異なる理由は、集積率の分母となる農地面積について、国が公表しております耕地面積を利用し算定するよう指定されているため、耕地面積に置き換え算出したためです。

今年度の新規集積面積につきましては、平坦部 3 ヘクタール、中山間地 1 ヘクタールとしております。これにつきましては、先ほどご説明しました集積率の目標、平坦部 8 8 . 9 %、中山間地 1 2 . 7 %を達成するために、地区別に目標設定をしております。令和 5 年度末時点で、この地区別目標値を超える見込みのある地区については、これ以上新規に集積していくことは困難であるため、令和 6 年度の新規集積目標面積は現状維持としております。

一方、令和 5 年度末時点で、この地区別目標値を超える見込みのない地区については、令和 6 年度は集積率を 0 . 1 %増やすことを目標としまして、各地区の集積率 0 . 1 %分を面積換算した合計値が平坦部 3 ヘクタール、中山間地 1 ヘクタールとなり、それを記載しております。

農地面積につきましては、国が公表しております耕地面積を利用するよう指定されているため、先ほどと同様に 4 , 1 6 2 ヘクタールとさせていただきます。

なお、平坦部と中山間地の数値については、農地台帳上の割合で案分した数値としております。

今年度末の集積面積につきましては、現状の集積面積 B の 2 , 1 5 4 ヘクタールに今年度の新規集積面積 4 ヘクタールを加えた 2 , 1 5 8 ヘクタールとしております。

今年度末の集積率は、今年度末の集積面積を農地面積で割った数値を記載しております。

続いて、( 2 ) 遊休農地の解消を御覧ください。

②目標、a、緑区分の遊休農地の解消を御覧ください。

表の下の段、緑区分の遊休農地の解消目標面積は 1 . 8 ヘクタールとしております。こちらの数値は、令和 3 年度の利用状況調査結果を基に、各推進委員の担当区域内の緑判定農地のうち、令和 8 年度までの 5 年間で解消可能であると判断した農地について解消目標とし、その合計面積は 1 1 ヘクタールでございます。

令和 4 年度から令和 5 年度までの最適化活動及び農地利用状況調査の結果、1 1 ヘクタールのうち、解消できていない農地が 5 . 4 ヘクタールであったため、それを令和 8 年度までの 3 年間で解消することとし、令和 6 年度の目標については、未解消面積の 3 分の 1 である 1 . 8 ヘクタールとしております。

その下、b、黄色区分の遊休農地の解消については、記載のとおりです。

その下、イ、新規発生遊休農地の解消につきましては、令和 5 年度の農地利

用状況調査の結果、新規に緑判定となった農地 189.5ヘクタールとしております。

続いて、23ページを御覧ください。

(3) 新規参入の促進を御覧ください。

②目標ですが、表の上の段、権利移動面積、平成28年度から平成30年度の数値及び平均値200.3ヘクタールにつきましては、この表の下段、表の欄外に米印1に記載のとおり、農地法第3条第1項に基づく許可及び基盤法第19条に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積を記入しております。

表の下段の20.03ヘクタールにつきましては、米印の2に記載のとおり、過去3年間の権利移動面積の平均の1割以上を記入することと指定されているため、200.3ヘクタールの1割分をそのまま記載しております。

続いて、その下、2番、最適化活動の活動目標、(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標を御覧ください。

1人当たりの活動日数については、改正最適化交付金事業要綱に基づき、一月当たり10日としております。

最適化活動を行う農業委員の人数は、令和5年度に引き続き3人としております。推進委員の人数は全員の45人としております。

続いて、(2)活動強化月間の目標設定を御覧ください。

活動強化月間の設定回数は、ガイドラインで3回以上と規定しているため、令和5年度同様、3回としております。

取組時期及び取組内容につきましても、令和5年度同様としております。

具体的な内容は記載のとおりです。

その下、(3)番、新規参入相談会への参加目標を御覧ください。

新規参入相談会への参加回数は、ガイドラインで1回以上と規定しているため、1回としております。

開催時期及び相談会名につきましては、記載のとおりです。

説明は以上になります。

議長：事務局の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第22号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第 22 号は承認決定されました。

報告案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局：議案 26 ページ及び別紙配付資料 24 ページ及び 25 ページを御覧ください。

報告、「耕作放棄地の農地、非農地の判断について」です。

こちらの報告案件は、農地所有者による「非農地確認願」の申請に基づき、事務局で別紙のとおり現況確認を行った結果、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないと判断しましたことを報告いたします。

続いて、議案 27 ページを御覧ください。

報告、「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書受理について」。

21 番、若林東町の案件から 27 ページを御覧ください。

27 番、前林町の案件までの 7 件について、いずれも賃貸借権の合意解約につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案 29 ページを御覧ください。

報告、「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書受理について」。

7 番、美山町の共同住宅の案件から 9 番、西岡町の駐車場までの 3 件について、いずれも市街化区域内の農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案 30 ページを御覧ください。

報告、「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書受理について」。

19 番、浄水町の屋内運動施設の案件から、33 ページを御覧ください。

31 番、平戸橋町の自己用住宅の案件までの 13 件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

以上です。

議長：これで、本日の全議案の審議を終了しました。

慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

(閉会 午後 2 時 49 分)

議事録署名者

---